

商店街等リノベーションコンペ事業実施要綱

平成30年11月12日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県内の商店街及び中心市街地における遊休資産を活用し、リノベーション事業を実施し又は実施しようとする事業者から事業の公募を行い、当該公募により選定された事業者（以下「選定事業者」という。）に対し予算の範囲内で賞金を交付する「商店街等リノベーションコンペ事業」（以下「本事業」という。）を実施することにより、更なる遊休資産の活用を促進し、商店街及び中心市街地のにぎわいの創出、地域ブランディングの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定される商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合並びに一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体をいう。

(2) 中心市街地

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定される都市の中心の市街地をいう。

(3) 遊休資産

以下のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業の用に現に供されていない土地。

イ 事業の用に現に供されていない建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める店舗、倉庫、事務所等の建築物及び土地に定着している工作物。

ウ 人の居住していないことが常態である住宅。

(4) 事業者

小売業・飲食業・サービス業等（企画・設計・施工業者等を含む）の事業を営む中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、又は団体をいう。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業を行おうとするもの、暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に係るもの及び中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業を行おうとするものを除く。

(5) リノベーション

遊休資産を活用・改修し、店舗や事業所等において事業を実施することで、商店街及び中心市街地の活性化につながる新たな価値を生み出すものをいう。

(本事業の対象地域)

第3条 本事業の対象地域（以下「対象地域」という。）は、県内全域（さいたま市を除く。）の商店街及び中心市街地とする。

(選定事業者の条件)

第4条 賞金の交付対象となる選定事業者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 別に定める期間内に、対象地域において遊休資産のリノベーションを行うこと。

(2) 法令及び公序良俗に反しない事業を行うこと。

(募集及び選考)

第5条 本事業に申込みをしようとする事業者は、商店街等リノベーションコンペ事業応募申請書（様式第1号）及び事業概要（様式第2号）に必要な書類を添えて、別に定める公募期間内に知事に提出するものとする。

2 選定事業者の選考については、別に定める審査会を開催した上で行う。

3 知事は、選考の基準を別に定めるものとする。

(選定事業者の決定)

第6条 知事は、審査会の審査結果を受けて選定事業者を決定する。選定事業者を決定又は不選定としたときは、商店街等リノベーションコンペ事業選定事業者決定通知書（様式第3号）又は商店街等リノベーションコンペ事業選定事業者不選定通知書（様式第4号）により本事業に申込みをした者に通知するものとする。

(賞金の額)

第7条 知事は、別に定める金額の賞金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき又は知事が必要と認めたときは、第6条の決定を取り消し、又はその他の必要な措置を講じるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により選定事業者の決定を受けたとき。

- (2) 法令に違反したとき。
- (3) 社会的信用を失墜させる行為を行ったとき。
- (4) その他提案事業を正当な理由なく実施しないとき。

2 前項の規定による決定の取消しは、商店街等リノベーションコンペ事業選定事業者決定取消通知書（様式第5号）により、当該選定事業者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から実施する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住 所（所在地）
氏 名（名 称）
（代表者） 印

商店街等リノベーションコンペ事業応募申請書

商店街等リノベーションコンペ事業実施要綱第4条各号に規定する条件を満たしており、商店街等リノベーションコンペ事業に応募したいので、同要綱の規定を遵守することを約し、同要綱第5条第1項の規定により次の書類を添えて申請します。

- 1 事業概要（様式第2号）
- 2 対象事業の内容がわかる写真
- 3 対象事業の実施場所の案内図
- 4 添付書類（補足で提出したいものがある場合）

様式第2号（第5条関係）

商店街等リノベーションコンペ事業 事業概要

1 事業者概要

ふりがな 企業名 (屋号)		
代表者	役職	ふりがな 氏名 ⑩
所在地	〒	
担当者 連絡先	住所	〒
	部署名・役職 名	
	ふりがな 氏名	
	電話	
	FAX	
	メール	
URL		

2 審査対象基礎情報

事業開始前の遊 休資産の状況	RC構造、SRC構造、S構造、木 造、その他建物以外の空間等の状 況など（ ）	建築年月	西暦 年 月
事業実施場所		面積	m ²
事業主		設計会社	
総事業費	万円	事業開始 (予定) 月	西暦 年 月
参考URL			

3 事業内容（事業が複数ある場合、主なものを記載してください）

(1) 応募タイトル

（応募する事業のタイトルを15字程度で記入してください。）

(2) 事業の概要

(3) 事業の目的、背景、経緯

（応募事業に取り組んだ目的、背景、動機やそのねらいを記載してください。）

(4) 独自性 (事業規模を問わず新たな発想や独自の創意工夫)

(5) 汎用性 (他地域の取組に応用できるポイント・再現できるポイント)

(6) 継続性 (事業継続の安定性)

(7) 影響力（地域の課題やニーズに応え、波及効果・エリア活性につながるポイント）

(8) 新しい生活様式への対応（新しい生活様式を踏まえ、これからの時代のヒントになる優れた視点）

4 その他

県や他機関から受けた公的認定や補助金等、受賞歴、その他特筆すべき点、補足事項がありましたら、記入してください。

5 応募事業の進捗状況と今後の事業展開の計画

応募事業 の進捗状況		
今 後 の 事 業 展 開 計 画	年頃	
	年頃	
	年頃	

6 応募事業の売上、利益の実績及び計画

(単位：千円)

事業名 売上実績・計画（見込）	前期実績 年 月期	今期計画（見込） 年 月期	来期計画 年 月期
売上高計			
経常利益			

7 応募に関する確認事項

該当する方に○をつけてください。

番号	項目	回答	
		はい	いいえ
1	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、または団体に該当しますか。	はい	いいえ
2	今回の応募事業は、小売業・飲食業・サービス業等に該当しますか。	はい	いいえ
3	今回の応募事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業に該当しますか。	はい	いいえ
4	今回の応募事業は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関係しますか。	はい	いいえ
5	今回の応募事業は、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業（いわゆるチェーン事業）に該当しますか。	はい	いいえ
6	今回の応募事業は、建築基準法はじめ法令及び公序良俗に反しない事業ですか。	はい	いいえ
7	商店街等の地域活動に積極的に参加し、その発展に寄与する意欲がありますか。	はい	いいえ

様式第3号（第6条関係）

商サ第 号
令和 年 月 日

（あて先）

〇〇〇〇 様

埼玉県知事 大野 元裕 印

商店街等リノベーションコンペ事業選定事業者決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった商店街等リノベーションコンペ事業について、次のとおり（最優秀者・優秀者・奨励者）として賞金を交付することに決定しましたので通知します。

1 賞金額 金 円

2 交付の条件

商店街等リノベーションコンペ事業実施要綱第8条により次のいずれかに該当するときは、同要綱第6条の決定を取り消す。

- （1）虚偽その他不正の手段により選定事業者の決定を受けたとき。
- （2）法令に違反したとき。
- （3）社会的信用を失墜させる行為を行ったとき。
- （4）その他提案事業を正当な理由なく実施しないとき。

様式第4号（第6条関係）

商サ第 号
令和 年 月 日

（あて先）

〇〇〇〇 様

埼玉県知事 大野 元裕 印

商店街等リノベーションコンペ事業選定事業者不選定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった商店街等リノベーションコンペ事業について、
選定とはなりませんので通知します。

様式第5号（第8条関係）

商サ第 号
令和 年 月 日

（あて先）

〇〇〇〇 様

埼玉県知事 大野 元裕 印

商店街等リノベーションコンペ事業選定事業者決定取消通知書

令和 年 月 日付け商サ第 号で通知した商店街等リノベーションコンペ事業選定事業者の決定について、商店街等リノベーションコンペ事業実施要綱第8条第1項の規定により取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

取消理由